

令和6年度 第7回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

| | | | | |
|-------------|---|----------------|----------------|----------------|
| 開催年月日 | 令和6年10月10日(木) 午後3時00分 | | | |
| 開催場所 | 湯梨浜町役場別館 第3会議室 | | | |
| 出席委員(7名) | 1番 土海 政信 委員 | 2番 下田 健一 委員 | 3番 尾川 寛信 委員 | 4番 山田 隆雄 委員 |
| | 5番 長谷川 誠一 委員 | 6番 山下 和子 委員 | 7番 渡邊 由佳 委員 | |
| | | | | |
| 欠席委員(5名) | 8番 清水 武敏 委員 | 9番 横川 力 委員 | 10番 中村 弘明 委員 | 11番 蔵本 孝広 委員 |
| | 12番 山上 真治 委員 | | | |
| 出席推進委員(6名) | 13番 赤井 保 推進委員 | | 15番 松本 勝男 推進委員 | 16番 山本 正義 推進委員 |
| | 17番 伊藤 文夫 推進委員 | 18番 岡本 章 推進委員 | | 20番 倉本 哲男 推進委員 |
| 欠席推進委員(2名) | 14番 河井 勝重 推進委員 | 19番 音田 孝好 推進委員 | | |
| 職務のため出席した職員 | 事務局長 吉野 和男 副主幹 中村 武史 | | | |
| 提案議案 | 第24号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第25号議案 非農地の現況証明について 第26号議案 農用地利用集積計画の決定について 第27号議案 農用地利用集積等促進計画の策定について | | | |
| 報告事項 | なし | | | |

| 日 程 | 発 言 者 | 発 言 の 要 旨 |
|---|---|--|
| <p>1 開会</p> <p>農業委員会憲章 唱和</p> | <p>事務局</p> <p>山本推進委員 事務局</p> <p>長谷川会長 事務局</p> | <p>それでは定刻となりましたので、ただ今から令和6年度第7回農業委員会の定例総会を開会します。</p> <p>はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。</p> <p>本日の先導役は、議席番号16番の山本正義 推進委員です。よろしくをお願いします。</p> <p>(農業委員会憲章の唱和)</p> <p>ご着席ください。</p> <p>それでは開会にあたりまして、長谷川会長からごあいさつをいただきます。</p> <p>(長谷川会長あいさつ 中略)</p> <p>ありがとうございました。それでは、本日の出席者報告を致します。</p> <p>農業委員の現員数12人に対し、ただ今の出席委員は7人であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。</p> <p>次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が議長となります。それでは、長谷川会長より進行をお願いします。</p> |
| <p>2 議事録署名委員の指名</p> | <p>長谷川会長 (議長)</p> | <p>日程2.「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。このことについてお諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認めさせていただきます。それでは議事録署名委員には、議席番号1番の土海政信委員、議席番号2番の下田健一 委員、両名の方を指名させていただきますのでよろしくお願ひ致します。なお、会議書記におきましては、事務局をお願いを致します。</p> |
| <p>3 議事</p> <p>議案第24号</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請について</p> | <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>本日は、報告事項はございません。日程3.議事に入ります。</p> <p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。説明してください。</p> <p>会議書2頁です。</p> <p>議案第24号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。</p> |

| | | |
|--|------|---|
| | (議長) | <p>次のとおり、農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は2-1頁)</p> <p>番号1 譲渡人は、田後●●。譲受人は、京都府宇治市の●●。</p> <p>土地の所在は、3筆あります。大字田後——。大字田後——。大字田後——。地目は、3筆とも台帳・現況・利用状況 いずれも田。面積は、各々記載のとおりです。権利取得後の経営面積は42アールで、親子間の贈与による所有権移転です。</p> <p>譲渡人の●●は、一人暮らし。高齢で体力の低下、認知もあり、入退院を繰り返しておられるようです。譲受人の●●いわく、この申請書提出時は入院中とのことでした。譲受人であり、●●の娘である●●の住まいは、現在、京都府宇治市ですが、月に2～3回程度は湯梨浜町に帰省し、母、●●の世話や、土地建物の財産管理をされています。記載の3筆の田については、現在、中間管理機構を通して、地域の担い手に使用貸借されており、日々の耕作管理は地域の担い手がされています。地権者、中間管理機構、地域の担い手の3者の使用貸借契約が今年12月末で満了することもあり、体力面や認知に不安のある母、●●に代わり、この度、母から贈与を受け、今後は娘の●●が、来年からの中間管理機構を通しての使用貸借契約の手続きをはじめ、自らの農業従事としては、一部ではありますが総事などがある際には、帰省の日程を合わせて参加するなど管理をされていくものです。ちなみに、譲受人●●のご主人も積極的に関わっていかれるように聞いています。</p> <p>譲渡人●●のお子さんは、現在は譲受人●●のみであり、いずれこの3筆の農地は、譲受人●●が相続されることとなりますが、この度この3条申請をすることにされたものです。</p> <p>頁をめくっていただき、2-1頁が航空写真の位置図です。3筆を赤色で囲っています。</p> <p>以上、この申請につきまして、譲受人は県外在住のため、通常許可要件としている労働力の状況、通作距離などを考えれば、許可できる案件ではありませんが、この3筆の申請につきましては、中間管理機構を通して、使用貸借で地域の担い手が通常の耕作管理をされています。通常許可している形態とは異なりますが、農地の効率利用、農作業に常時従事などがなされている農地であることから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。委員皆様のご判断をお願いします。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> |
|--|------|---|

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| <p>議案第 25 号 非農地の現況証明について</p> | <p>(議長) 事務局</p> <p>(議長) 下田委員</p> <p>(議長) 事務局</p> | <p>質疑がないようですので、質疑は終結し、これより採決を行います。議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 24 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決致します。</p> <p>次に、議案第 25 号「非農地の現況証明について」を議題とします。申請番号ごとに説明と現地確認の報告をいただきます。まずは、申請番号 1 について説明してください。</p> <p>会議書 3 頁です。</p> <p>議案第 25 号「非農地の現況証明について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁～3-3 頁)</p> <p>番号 1 申請人は、神奈川県藤沢市の●●。土地の所在は、大字門田——。地目は台帳 畑、現況 原野。面積は 448 m²です。20 年以上前から耕作できなくなり、原野化したものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-1 頁が航空写真の位置図です。左上付近に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-2 頁が現地の写真です。南東側から撮影しています。申請地の周囲が山林や原野であり、明確な位置は示せていません。この辺りという位置を赤色で囲っています。</p> <p>次の 3-3 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っています。参考までに周囲の台帳地目を記載していますのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 2 番の下田健一 委員より報告をしてください。</p> <p>申請地は、20 年以上管理されておらず、近くまでいける道路もない状況です。よって、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>質疑は、後で一括してお受けします。次に申請番号 2 について、説明してください。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-4 頁～3-6 頁)</p> |
|----------------------------------|--|--|

| | | |
|--|--|--|
| | <p>(議長)</p> <p>倉本推進委員</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>番号 2 申請人は、番号 1 と同じく、神奈川県藤沢市の●●。土地の所在は、大字長和田——。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 82 m²です。農地として利用できなくなった後、駐車場として使用し始めてから 20 年以上が経過しているものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-4 頁が航空写真の位置図です。中央に赤色で囲っている箇所です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-5 頁が現地の写真です。上の写真は南東側から撮影、下の写真は南西側から撮影したものです。次の 3-6 頁が公図です。縦に見ていただきますが、申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 20 番の倉本哲男 推進委員より報告をしてください。</p> <p>この土地は、20 年以上前から駐車場として使用されており、隣接する農地もありません。農地に復元することは困難な状況であり、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> <p>次に申請番号 3 について、説明してください。</p> <p>再度、3 頁をお願いします。</p> <p>(資料は 3-7 頁～3-9 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、高知県南国市の●●。土地の所在は、大字高辻——と大字高辻——。地目は 2 筆とも、台帳 田、現況 雑種地。面積は記載のとおりです。20 年以上前から耕作しておらず、資材置き場として使用しているものです。</p> <p>この 2 筆につきましては、今年 8 月 9 日開催の第 5 回農業委員会定例総会において、農振農用地区域からの除外にかかる協議において、原案のとおり意見決定をし、その後、県から 9 月 12 日付で農振農用地区域からの除外について適当と認める旨の回答を得ています。これを受けて、非農地の現況証明願いが提出されたものです。</p> <p>頁をめくっていただき、3-7 頁が航空写真の位置図です。中央付近に赤色で囲っている 2 筆です。</p> <p>頁をめくっていただき、3-8 頁が現地の写真です。2 筆の境界がわからないため、2 筆全体を赤線で囲っています。上の写真 2 枚は北側から撮影、下の写真 2 枚は南側の県道側から撮影したものです。次の 3-9 頁が公図です。申請地を黄色で囲っていますのでご確認ください。説明は以上です。</p> |
|--|--|--|

| | | |
|-----------------------------------|--|--|
| <p>議案第 26 号 農用地利用集積計画の決定に</p> | <p>(議長)</p> | <p>説明が終わりました。引き続き現地調査委員による現地確認の報告をしていただきます。議席番号 4 番の山田隆雄 委員より報告をしてください。</p> |
| | <p>山田委員</p> | <p>この土地は、20 年以上前から資材置き場として使っておられましたが、最近荒廃地化しております。この状態では農地に復元することは困難であるため、非農地として認めることに問題はないと現地調査委員全員で確認しました。以上です。</p> |
| | <p>(議長)</p> | <p>以上で、案件の説明及び現地調査委員の報告を終わります。これより一括して質疑を行います。申請番号 1 から 3 について、皆さんのほうから質疑はございますか。</p> |
| | <p>山本推進委員 事務局</p> | <p>申請番号 3 について、非農地になれば荒廃地化した状態のままで良いのですか。周辺には農地もあるので草刈くらいはしてもらいたいと思いますが、 非農地になれば、農業委員会の管轄外になるため、とやかく言うことはありませんが、一般的に、農地以外の地目であっても、周辺から苦情があれば、地権者の責任において草刈等は実施されるべきものだと思います。</p> |
| | <p>山本推進委員 (議長)</p> | <p>わかりました。 その他に質疑はございませんか。 質疑がないようですので、質疑は終結し、申請番号ごとに採決を行います。議案第 25 号「非農地の現況証明について」の内、申請番号 1 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 2 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。 次に、申請番号 3 について、原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 25 号「非農地の現況証明について」は、3 案件とも原案のとおり議決致します。</p> |
| <p>(議長)</p> | <p>次に、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明してください。</p> | |

| | | |
|--|---|---|
| <p>議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について</p> | <p>山田委員 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>わかりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。</p> <p>議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員の 挙手を求めます。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 26 号「農用地利用集積計画の決定について」は、 原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に、議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題とします。説明して ください。</p> <p>会議書 5 頁です。</p> <p>議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。</p> <p>次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する 法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は、5-1 頁)</p> <p>次の 5-1 頁の農用地利用集積等促進計画案、各筆明細をご覧ください。</p> <p>農地番号 1 と 2、地権者は、宇谷●●。土地は、大字宇谷地内の記載の 2 筆の田、現況は畑で す。この 2 筆について、中間管理機構を通して、スイカ、ほうれん草栽培を令和 7 年 12 月まで、 無償で、田後●●に配分するものです。契約状況は新規です。説明は以上です。</p> |
| <p>4 その他</p> | <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> | <p>説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。</p> <p>それでは、質疑は無と認めます。これより採決を行います。議案第 27 号「農用地利用集積等 促進計画の策定について」、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員の方が挙手であります。よって、議案第 27 号「農用地利用集積等促進計画の策定につい て」は、原案のとおり意見決定を致します。以上で議事を終わります。</p> <p>それでは、日程 4.その他に移ります。</p> <p>(1) 中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の日程について、説明してください。</p> <p>○中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会の日程については、女性委員対象です。</p> |

| | | |
|--|-------------|---|
| | (議長) 事務局 | <p>11月7日(木)午後～8日(金)午前 会場：米子コンベンションセンター</p> <p>(2) 11月定例総会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 11月定例総会の日程について</p> <p>11月11日(月)午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、</p> <p>⑪ 蔵本孝広 委員、⑫ 山上真治 委員、⑬ 音田孝好 推進委員</p> |
| | (議長) 事務局 | <p>(3) 11月農家相談会の日程について、説明してください。</p> <p>○ 11月農家相談会の日程について</p> <p>11月21日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：⑭ 横川 力 委員、⑮ 土海政信 委員、⑯ 山本正義 推進委員</p> |
| | (議長) 事務局 | <p>(4) 12月の日程について、説明してください。</p> <p>3点ございます。</p> <p>① 12月定例総会の日程について</p> <p>12月10日(火)午後3時～</p> <p>現地調査委員：長谷川 会長、土海 会長職務代理、</p> <p>② 尾川寛信 委員、③ 山下和子 委員、④ 赤井 保 推進委員</p> <p>⑤ 農業委員会特別研修会(中部ブロック)の日程については、全員対象です。</p> <p>12月17日(火)13:30～15:30 会場：エースパック未来中心</p> <p>⑥ 12月農家相談会の日程について</p> <p>12月19日(木)午前9時～正午</p> <p>担当：⑦ 尾川寛信 委員、⑧ 山田隆雄 委員、⑨ 伊藤文夫 推進委員</p> |
| | (議長) 事務局 | <p>(5) その他について、説明してください。</p> <p>事務局からは、2点です。</p> <p>① 農地パトロールは、各班、10月31日までに完了してください。割当全農地の調査が完了次第、その旨を事務局に報告してください。</p> <p>11月以降の対応は、次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 【事務局】町内全農地の調査結果をシステムに一斉反映 2. 【事務局】今年度、初めて「不耕作:緑(Aa分類)」「不耕作:黄(Ab分類)」に判断さ |

| | | |
|-------------|-------------------------|--|
| <p>5 閉会</p> | <p>(議長)</p> <p>(議長)</p> | <p>れた農地所有(耕作)者に対し、「利用意向調査」を実施</p> <p>3.【委員等】利用意向調査の結果、「中間管理事業を利用し貸付をしたい」と回答された農地について、農地の斡旋活動（耕作者探し）を実施</p> <p>② 湯梨浜町認定農業者協議会主催の県内視察研修への参加について</p> <p>11月下旬、視察先は県内（日帰り）で日程調整中（町マイクロバス利用）</p> <p>※認定農業者協議会の意向として、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員にも参加を呼びかけしたいとのことです。日程等が決定され次第、案内通知を発送します。</p> <p>※認定農業者協議会の現時点での計画としては、11月26日（火）午後、米子市「ねぎの学校」で調整中と聞いています。</p> <p>その他に皆さんから何かございますか。</p> <p>無いようですので以上で終わります。</p> <p>皆さん、ご起立をお願いします。以上を持ちまして、令和6年度第7回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。お疲れ様でございました。</p> <p>(閉会 午後4時02分)</p> |
|-------------|-------------------------|--|